

議案第37号

二宮町行政手続条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

補助金制度の見直しに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町行政手続条例の一部を改正する条例

二宮町行政手続条例（平成9年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。
第3条第11号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町行政手続条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)～(10) (略)</p>	<p>(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)～(10) (略) <u>(11) 補助金等(二宮町補助金交付規則(昭和36年二宮町規則第1号)第3条に規定する補助金等をいう。)の交付の決定その他の処分</u></p>